明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）

第二十六条の三　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻とともに使用することができるように積み付けなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（漁船特殊規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の漁船特殊規程第五十一条の四及び第五十一条の四の二の規定により備え付けている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置については、これらを引き続き備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。

○農林水産省国土交通省令第五号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十八条第三項及び第四十二条第四項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、農住組合法施行規則及び農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農住組合法施行規則及び農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農住組合法施行規則の一部改正）

第一条　農住組合法施行規則（昭和五十六年総理府・農林水産省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第十二条の二**　法第十八条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十三条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （電磁的記録） **第十三条**　法第四十二条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものとする。	（電磁的方法） **第十二条の二**　法第十八条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （電磁的記録） **第十三条**　法第四十二条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。